平成２３年（フ）第１２５０号
広島市佐伯区千同１丁目８番46―203号
債務者　金子　雄年
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５８号
広島市中区基町20番１―917号
債務者　田村　康広
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５９号
広島市中区基町20番１―917号
債務者　田村美代子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２２号
広島市西区楠木町２丁目１番５―501号
債務者　小笠原　悟
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美４丁目13番20号プロムナードⅠ201号
債務者　永野　裕司
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９９４号
福岡県筑紫郡那珂川町松木４丁目１番７―102号　サンリヤン博多南
債務者　楠田　茂則
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０００号
福岡市東区下原３丁目23番27号
債務者　内藤　祐作
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２５５号
福岡市東区馬出２丁目35番５－１号
債務者　俵谷　泰代
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２７４号
福岡市博多区東月隈３丁目17番７号
債務者　酒井　妙子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２９５号
福岡県福津市東福間８丁目３番24―302号
債務者　黒岩俊一郎
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３１３号
福岡県糸島市長野1294番地２
債務者　溝口　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３２２号
福岡市早良区小田部３丁目３番25号
債務者　古賀　正志
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３５８号
福岡県大野城市月の浦２丁目２番４号
債務者　赤波江千華
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４１６号
福岡市城南区宝台団地９番501号
債務者　矢野　涼二
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４１７号
福岡市博多区西月隈３丁目２番81号
債務者　野田　　健
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４３８号
福岡県宗像市自由ヶ丘南４丁目１番１―601号
債務者　山邊　美咲（旧姓谷村）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４５１号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―356号
債務者　徳永　　仁
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４６０号
福岡県朝倉市黒川270番地
債務者　町田　　実
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４６５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1052番地４ソファレⅠ―４号
債務者　坂本　睦子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部